

特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当について

在宅で生活する障がいや疾病のある方に対し、下記の手当を支給しています（所得制限あり）
必要書類など詳しくはお問い合わせください。

※障がい者手帳の有無は問いません。

※既に支給されている方で、住所変更や施設への入退所、長期入院した場合は届け出が必要です。

問合せ／福祉課 障がい者福祉係（☎：27-8141）

●特別児童扶養手当(月額 1級 55,350 円、2級 36,860 円)

対象	身体または精神に政令で定める程度の障がいを有する 20 歳未満の児童を、監護（監督・保護）している父母や養育者
障がいおよび疾病の種類	視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、そしゃく・嚥下・音声・言語機能障がい（口蓋裂、失語症など）、肢体不自由（上肢・下肢・体幹機能障がい）、精神障がい（高次脳機能障がい、てんかん、知的障がい、発達障がいを含む）、神経系統の障がい、呼吸器疾患、心疾患、腎疾患、肝疾患、血液・造血器疾患（再生不良性貧血、白血病など）、代謝疾患（糖尿病など）、悪性新生物、その他の障がい（人工肛門、難病など）
資格喪失条件	障がい・疾病のある方が施設入所した場合、または 20 歳に到達した場合。

●障害児福祉手当(月額 15,690 円)

対象	身体または精神に重度の障がいがあり、日常生活で常時介護を必要とする 20 歳未満の方
障がいおよび疾病の種類	視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、内臓機能障がい（心臓、呼吸器、腎臓、肝臓、血液）、精神障がい（知的障がい、発達障がいを含む）などが重度かつ永続的に有する状態
資格喪失条件	施設入所した場合、または 20 歳に到達した場合。

●特別障害者手当(月額 28,840 円)

対象	身体または精神に著しく重度の障がいがあり、日常生活で常時、特別な介護を必要とする 20 歳以上の方（要介護認定のみを受けている方で、著しく重度の障害のある方を含む）
障がいおよび疾病の種類	視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、内臓機能障がい（心臓、呼吸器、腎臓、肝臓、血液）、精神障がい（認知症、知的障がい、発達障がいを含む）など、重度の障がい重複かつ永続的に有する状態
資格喪失条件	養護老人ホーム、特別養護老人ホームに入所した場合、または 3 カ月以上入院した場合（介護療養型医療施設、介護老人保健施設を含む）